

# JPYSC 取引約款

## JPYSC 取引約款

この約款（以下「本約款」という。）は、受託者（以下に定義する。）としての SBI 新生信託銀行株式会社と元本受益者等（以下に定義する。）及び委託者（以下に定義する。）との間の契約内容となるものとする。

### 第 1 条（本約款の趣旨）

本約款は、JPYSC（以下に定義する。）に関して、委託者、受託者及び元本受益者等の間の取引条件及び元本受益者等の権利義務等について定めるものである。

### 第 2 条（定義等）

1. 本約款における用語は、別途定める場合を除き、次に掲げる意味を有する。
  - (1) 「委託者」とは、本信託契約の委託者である SBI VC トレード株式会社をいう。
  - (2) 「営業日」とは、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号、その後の改正を含む。）により日本において銀行の休日と定められ、又は休日とすることが認められた日以外の日をいう。
  - (3) 「ガス代」とは、元本受益権をブロックチェーン上で表示する財産的価値のブロックチェーンネットワーク上における移転、スマートコントラクトの実行その他これに関連する処理に際して発生するネットワーク手数料をいう。
  - (4) 「元本受益権等」とは、元本受益権及び利用者が保有する電子決済手段等取引業者に対する元本受益権の返還請求権をいう。
  - (5) 「元本受益者」とは、信託契約期間中のその時々における、JPYSC が記録されるブロックチェーンアドレスの秘密鍵等を排他的に支配し管理する者をいう。
  - (6) 「元本受益者等」とは、元本受益者及び利用者をいう。
  - (7) 「兼営法」とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号、その後の改正を含む。）をいう。
  - (8) 「兼営法施行規則」とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 16 号、その後の改正を含む。）をいう。
  - (9) 「資金決済法」とは、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号、その後の改正を含む。）をいう。
  - (10) 「収益受益者」とは、委託者をいう。
  - (11) 「受益者代理人」とは、信託法第 138 条に基づき元本受益者を代理する受益者代理人であって、信託法及び本信託契約の規定に基づく権限を有する者をいう。
  - (12) 「受託者」とは、本信託契約の受託者である SBI 新生信託銀行株式会社をいう。

- (13) 「受託者のウォレットアドレス」とは、第 16 条第 6 項に定める意味を有する。
  - (14) 「信託業法」とは、信託業法（平成 16 年法律第 154 号、その後の改正を含む。）をいい、兼営法第 2 条第 1 項で、信託業務を兼営する金融機関に準用される場合を含む。
  - (15) 「信託財産状況報告書」とは、第 14 条に定める意味を有する。
  - (16) 「信託法」とは、信託法（平成 18 年法律第 108 号、その後の改正を含む。）をいう。
  - (17) 「電子決済手段等取引業者」とは、資金決済法第 2 条第 12 項に規定する電子決済手段等取引業者のうち、元本受益権に係る電子決済手段等取引業を行う者であって、受託者との間で資金決済法第 62 条の 15 第 1 号の契約を締結した電子決済手段等取引業者をいう。なお、本信託契約の締結日時点における電子決済手段等取引業者は、SBIVC トレード株式会社である。
  - (18) 「秘密鍵等」とは、JPYSC が記録されるブロックチェーンアドレスの秘密鍵その他の JPYSC を移転させるために必要な情報をいう。
  - (19) 「本受益権」とは、本信託の受益権をいう。
  - (20) 「本受益者」とは、元本受益者及び収益受益者を総称していう。
  - (21) 「本信託」とは、本信託契約に基づき設定される信託をいう。
  - (22) 「本信託契約」とは、2026 年 6 月 23 日付で受託者が委託者と締結した「特定信託受益権発行金銭信託契約（譲渡制限付）（ファンドコード：2034401）」（受益者代理人として指定された者が当事者として追加された契約を含む。）をいう。
  - (23) 「本信託財産」とは、本信託の信託財産をいう。
  - (24) 「利用者」とは、元本受益権に係る秘密鍵等の管理を電子決済手段等取引業者に委託している場合における電子決済手段等取引業者の利用者をいう。
  - (25) 「JPYSC」とは、受託者がブロックチェーン上で発行する財産的価値であって、元本受益権を表示するものをいう。
2. 本約款における日付については、日本標準時を使用するものとする。

### 第 3 条（元本受益権の内容及び性質）

1. 元本受益権は、1JPYSC に 1 個が表示されることにより資金決済法第 2 条第 5 項第 3 号に規定する電子決済手段である特定信託受益権を構成する。なお、ブロックチェーンアドレスの仕様上、元本受益権の最小単位は、0.00000000000000000001 個（小数点以下 18 桁）とし、最小単位は、0.00000000000000000001JPYSC（小数点以下 18 桁）に表示されることにより特定信託受益権を構成する。なお、JPYSC の最小単位は、0.00000000000000000001（小数点以下 18 桁）とし、最小単位未満に分割することができないものとする。
2. 元本受益権は、元本受益権を表示する JPYSC が記録されるブロックチェーンアドレスの秘密鍵等を排他的に支配し、管理する者に帰属する。利用者が元本受益権に係る秘密鍵等の

管理を電子決済手段等取引業者に委託している場合には、当該元本受益権は当該電子決済手段等取引業者に帰属する。

3. ブロックチェーンが二以上に分岐することにより、新しい別個の財産的価値が生じたときは、受託者は、それらの分岐したブロックチェーンのうちのいずれか一つを JPYSC が記録されるブロックチェーンとして決定し、速やかに公表又は元本受益者に対して通知するものとする。
4. 元本受益者が秘密鍵等を排他的に支配し、管理するブロックチェーンアドレスに記録された JPYSC が、他の者が秘密鍵等を排他的に支配し、管理するブロックチェーンアドレスに移転した場合、その移転に係る記録がなされた時点で、当該元本受益者の有する元本受益権は移転した JPYSC に対応する個数につき消滅し、それと同時に当該他の者が同個数の新たな元本受益権を取得するものとする。
5. 本受益権は、受託者の事前の承諾なくして譲渡することができない。また、本受益権は、受託者が別途定める場合を除き担保の用に供することができず、また信託法第 166 条第 6 項に基づく相当の担保として供託することができない。
6. 元本受益者等は、受託者に対し、信託法第 39 条第 1 項に定める他の受益者の氏名等の開示を請求することができないものとする。但し、受益者代理人（受益者代理人が未指定の場合は、当該元本受益者）が合理的な理由を示して元本受益者の氏名等の開示を請求する場合を除く。

#### 第 4 条（特定信託為替取引に関する契約の内容）

受託者は、兼営法施行規則第 22 条第 11 項に基づく特定信託為替取引に係る契約の内容についての情報の提供を本約款をもって行うものとし、その内容は次に定めるとおりとする。

##### (1) 取り扱う特定信託為替取引の額の上限

上限は設けない。

##### (2) 標準履行期間

元本受益権は、受託者が委託者からの追加信託金（法定通貨）を本信託財産として、追加信託が行われる日に発行する。また、元本受益権の償還は、受託者所定の手続を経て償還請求の受付がなされた日から 2 営業日以内に行う。但し、元本受益者に対する犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号、その後の改正を含む。以下同じ。）に基づく取引時確認、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号、その後の改正を含む。）に基づく本人確認又は適法性の確認その他の所定の手続（以下「取引時確認等」という。）の実施状況等により、標準履行期間を超える期間を要する可能性がある。

##### (3) 顧客が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法

- イ 受託者は、本信託財産から信託報酬を受領しない。
  - ロ 受託者は、本信託契約第 40 条第 2 項に基づき元本受益権の一部の償還を行う場合、償還手続一回当たり 3,000 円及びこれに係る消費税等の合計額相当額を受領する。
- (4) 損失の危険に関する事項
- イ 本受益権は預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号、その後の改正を含む。）第 53 条の対象ではなく、本受益権の元本償還は保証されない。本信託においては、本信託財産の預貯金先の銀行等の破綻等又は本信託財産の運用損等により、本受益権の価値に減損が生じる場合がある。
  - ロ 受託者は、本信託に関し、信託業法第 24 条第 1 項第 4 号に違反するいかなる損失の補てん、元本の補てん及び利益の補足も行わない。また、委託者及び元本受益者等は、これを受託者に求めることはできない。
- (5) 本受益権の譲渡手続に関する事項及び本受益権の譲渡に制限がある場合は、その旨及び当該制限の内容
- イ 本受益権は、受託者の事前の承諾なくして譲渡することができない。
  - ロ 元本受益者が秘密鍵等を排他的に支配し、管理するブロックチェーンアドレスに記録された JPYSC が、他の者が秘密鍵等を排他的に支配し、管理するブロックチェーンアドレスへ移転した場合、その移転に係る記録がなされた時点で、当該元本受益者の有する元本受益権は移転した JPYSC に対応する個数につき消滅し、それと同時に当該他の者が同個数の新たな元本受益権を取得するものとする。
- (6) 受託者の辞任及び受託者の任務の終了の場合の新受託者の選任
- イ 受託者は、受託者が正当な事由があると合理的に判断する場合は、収益受益者に対して 6 か月前までに通知又は公表することにより、辞任することができる。
  - ロ イに基づき受託者が辞任した場合、収益受益者は、新受託者を選任する。但し、収益受益者が新受託者を選任しない場合は、辞任した受託者は、新受託者の選任を裁判所に請求できる。
  - ハ イに基づき受託者が辞任した場合、辞任した受託者は、信託事務の計算を行い、本信託財産を新受託者に交付し、信託事務の引継ぎを行う。
- (7) 信託終了の事由
- イ 本信託は、信託終了事由発生日（ロに定める事由が発生した日をいう。以下同じ。）又は信託終了決定日（ハに従って受託者が本信託の終了を決定した日をいう。以下同じ。）のうちいずれか早く到来する日（以下「信託終了日」という。）に終了する。
  - ロ 本信託は、信託法第 163 条第 1 号から第 8 号までに掲げる事由又は次の各号に掲げる事由のいずれかが発生したときは、イに定める日に終了する。
    - ① 受託者が監督官庁より本信託に係る業務停止命令又は免許取消しを受けたときであって業務を引き継ぐ新受託者が速やかに選任されないとき。

- ② 委託者、収益受益者又は受託者が本信託契約に基づく義務を履行しなかった場合において、他の当事者が、30日以内の期間を定めて催告をしたにもかかわらず当該期間内に義務が履行されなかったとき。
- ハ 受託者は、次の各号に掲げる事由のいずれかが発生した場合、本信託の終了を決定することができるものとし、この場合、本信託はイに定める日に終了する。
  - ① 本信託の重要な関係者の辞任、解任又は解散後、本信託の重要な関係者である者が本信託のために行っている全ての業務及び地位を承継又は代替する後任者が速やかに選任されないとき。
  - ② 本信託の信託目的の達成又は本信託契約に基づく信託事務の遂行が不可能となったと受託者が合理的に判断したとき。
  - ③ 受託者が、本信託を終了することが本受益者に有利であると判断したとき。
- ニ 受託者は、次の各号に掲げる事由のいずれかが発生した場合、委託者に通知することにより、本信託契約を解除することができる。この場合、受託者による解除の原因となった他の者に対する損害賠償の請求を妨げない。また、受託者による解除によって生じた他の者の損害につき、受託者は一切その責任を負わない。
  - ① 委託者による本信託契約における表明保証について、重大な誤りがあることが判明し、かかる違反の治癒が不可能又は著しく困難であり、これにより信託目的の達成又は本信託契約に基づく信託事務の遂行が不可能又は著しく困難となったと受託者が合理的に判断したとき。
  - ② 本信託に関して受託者と直接の契約の相手方となる当事者その他の本信託の関係者（なお、疑義を避けるために付言すると、受託者を除く。）が反社会的勢力等であることが判明したとき又は本信託に関して受託者と直接の契約の相手方となる当事者その他の本信託の関係者（なお、疑義を避けるために付言すると、受託者を除く。）が自ら又は第三者を利用して暴力的な行為等を行ったことが判明したとき。但し、これらについて、受託者の責めに帰すべき事由がある場合には、この限りでない。
  - ③ 本約款第11条第3項各号に掲げる場合に該当するとき。
- ホ 委託者は、次の各号に掲げる事由のいずれかが発生した場合、受託者に通知することにより、本信託契約を解除することができる。この場合、当該解除を行った者による解除の原因となった者に対する損害賠償の請求を妨げない。また、当該解除によって生じた他の者の損害につき、当該解除を行った者は一切その責任を負わない。
  - ① 受託者による本信託契約における表明保証について、重大な誤りがあることが判明し、かかる違反の治癒が不可能又は著しく困難であり、これにより信託目

的の達成又は本信託契約に基づく信託事務の遂行が不可能となったと委託者が合理的に判断したとき。

- ② 本信託に関して受託者と直接の契約の相手方となる当事者その他の本信託の関係者（なお、疑義を避けるために付言すると、委託者を除く。）が反社会的勢力等であることが判明したとき又は本信託に関して受託者と直接の契約の相手方となる当事者（なお、疑義を避けるために付言すると、委託者を除く。）その他の本信託の関係者が自ら又は第三者を利用して暴力的な行為等を行ったことが判明したとき。但し、これらについて、委託者の責めに帰すべき事由がある場合には、この限りでない。

へ イからホまでに定める場合のほかは、委託者及び本受益者は、法令によって許容される範囲内において、受託者の事前の書面による承諾を得ることなく、本信託契約を終了させることができないものとする。

(8) 受託者の公告の方法

受託者が本信託契約又は本約款に関して公告を行う場合には、法令等に別段の定めのある場合を除き、その公告の方法（公告の期間を含むがこれに限られない。）は、日本経済新聞に掲載する方法その他の受託者における方法に従うものとする。

(9) 手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

委託者、本受益者又は受益者代理人は、本信託契約又は本約款に関する受託者に対する苦情や紛争について、受託者が契約する下記の指定紛争解決機関に対して相談又はあっせん手続等の申立て等を行うことができる。

名称: 一般社団法人 信託協会

連絡先: 信託相談所 0120-817-335 又は 03-6206-3988

(10) 契約期間

信託設定日である 2026 年 6 月 24 日から信託終了日までの期間とする。但し、信託の清算が終了するまで、本信託は存続する。

(11) 契約期間の途中での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

イ 元本受益者は、本信託の信託期間中いつでも、受託者が求める取引時確認等に応じること及び当該取引時確認等が完了したことを条件として、受託者に対し直接、受託者所定の期限及び方法に従い元本受益権の一部の償還を請求することができる。但し、償還の請求の内容等に不備があり、当該請求後 60 日以内に償還手続が完了しない場合は、当該請求に係る申請が無効となることがある。

ロ 受託者がイに定める償還を行う場合、受託者又は受託者が指定する第三者が秘密鍵等を排他的に支配し、管理するブロックチェーンアドレスに当該元本受益者からの

当該元本受益権に係る JPYSC の移転記録がなされた時点で当該元本受益権は消滅するものとし、受託者は当該移転に係る記録を確認した後、当該元本受益者であった者に対して速やかに当該元本受益権に係る償還金の支払いを行う。受託者は、当該支払いの完了後、当該元本受益者であった者に対して、償還手続完了通知を行う。受託者が、元本受益者に対し、受託者又は受託者が指定する第三者が秘密鍵等を排他的に支配し、管理するブロックチェーンアドレスを通知後 30 日以内に、当該元本受益者からの当該元本受益権に係る JPYSC の移転記録がなされない場合は、当該請求に係る申請は失効する。

- ハ イからロまでにかかわらず、受託者におけるシステムの臨時メンテナンス、当該システムやブロックチェーンの障害、停止その他やむを得ない事由により、元本受益権に係る JPYSC の移転記録が困難な場合、受託者は、速やかにその旨を公表するものとし、元本受益者は、別途受託者が公表する日以後に限り、元本受益権の一部の償還を請求することができる。
- ニ 元本受益者（電子決済手段等取引業者を除く。以下、ニにおいて同じ。）は、元本受益権の償還にあたり、手数料として、償還手続 1 回当たり、受託者に対して、3,000 円及びこれに係る消費税等の合計額相当額を支払わなければならない。なお、振込手数料は、当該元本受益者の負担とする。
- ホ 受託者は、受託者に善管注意義務違反がある場合を除き、イからニに基づく処理の結果に関して元本受益者等、収益受益者及び受益者代理人に生じうる一切の損害等について責任を負わない。

(12) その他特定信託為替取引に関する契約の内容に関し参考となると認められる事項

- イ 元本受益者は、受託者に対して、1 円相当額未満の端数を含む元本受益権の償還を請求することはできない。
- ロ 元本受益権の償還金の支払いに係る振込手数料及びかかる償還に当たり必要なガス代その他の費用は、当該元本受益者であった者の負担とする。
- ハ 受託者は元本受益者等から元本受益権の管理の委託を受けるわけではなく、元本受益者等の元本受益権の保有額を確認できるものではないことから、元本受益権等の保有額は元本受益者等が自らのウォレットにて確認する必要がある。
- ニ 元本受益者等は、自らの責任で秘密鍵等の管理を含むセキュリティ対策を講じる必要がある。

第 5 条（特定信託為替取引を行う場合における情報提供）

受託者は、兼営法施行規則第 22 条第 12 項に基づく特定信託為替取引を行う場合における情報の提供を本約款をもって行うものとし、その内容は次に定めるとおりとする。

- (1) 受託者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

元本受益権の元本たる信託財産は、法制度上受託者の倒産から隔離されているため、受託者の財産状況の変化を原因として、元本受益権の価値に変動が生ずることは想定されない。

なお、利用者が元本受益権に係る秘密鍵等の管理を委託する電子決済手段等取引業者の破綻に伴うリスクについては、当該電子決済手段等取引業者による説明を参照するものとする。

- (2) 受託者その他の者の業務又は財産の状況の変化、元本受益権の価値の変動以外に、特定信託為替取引について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事由を直接の原因として損失を生じるおそれがあるときは、その旨及びその理由

イ サイバー攻撃に伴うリスク

元本受益権はインターネット上の電子的方法により記録される財産的価値であることから、受託者等の対策にもかかわらず、予期せぬ大規模なサイバー攻撃等により、当該元本受益権の全部又は一部を消失し、若しくは価値減少が生じる可能性がある。また、サイバー攻撃等によりサービスの一部又は全部を停止する可能性がある。

ロ ハードフォークによるブロックチェーンの分岐に伴うリスク

ハードフォークによるブロックチェーンの分岐により、新しい別個の財産的価値等が生じた場合には、受託者は元本受益権に対応する JPYSC が記録されるブロックチェーンを決定し、速やかに公表又は元本受益者に対して通知する。

ハ システムリスク

サイバー攻撃を含めた外部環境の変化等によってシステム障害が発生し、元本受益権の発行・償還に支障が生じる可能性がある。

ニ 法令・税制変更リスク

将来的に、法令、税制又は政策の変更等により、元本受益権の取引が禁止、制限又は課税の強化等がなされ、元本受益者等に予期しない損失が生じる可能性がある。

## 第 6 条（特定信託受益権の内容に関する説明）

1. 受託者は、兼営法施行規則第 22 条第 14 項に基づく特定信託受益権の内容に関する説明を本約款をもって行うものとし、その内容は次に定めるとおりとする。なお、受託者は、次に定める概要説明書の内容を、定期的に又は必要に応じて適時に更新する。元本受益者等及び委託者は、本約款に同意することにより、次に定める内容を読み、その内容を理解したことを確認する。

<概要説明書>

項目		内容
概要書更新年月日		2026年6月24日
【基礎 情報】	日本語の名称	ジェイピーワイエスシー
	現地語の名称	JPYSC
	呼称（日本語の名称と同じ場合は 一表記）	—
	ティッカーコード（シンボル）	JPYSC
	発行開始（年、月、日）	2026年6月24日
	時価総額（ドル基準、例： \$ 1,000,000）	—
	時価総額（円基準、例：¥ 100,000,000）	—
	主な利用目的	送金、決済
	利用制限の有無	なし
	海外流通の有無	なし
	国内流通の有無	なし
	店舗等の利用制限の有無	なし
	利用制限を行う者の属性	—
	利用制限の内容	—
	一般的な性格	パブリック型ブロックチェーン上で発行されている JPY（日本円）に価値が連動する電子決済手段
	法的性格（資金決済法第2条第5 項第1号～第4号の別 例：第1 号）	第3号
2号の場合：相互に交換可能な1 号電子決済手段の名称	—	
発行電子決済手段に対する資産 （支払準備資産）の有無及び名称	あり（日本円、日本国債）	

発行者に対する保有者の支払請求権（買取請求権）	あり
支払請求（買取請求）による受渡資産	日本円（JPY）
発行者が保有者に付与するその他の権利	信託法等に基づき受益者に認められる一定の権利
発行者に対して保有者が負う義務	償還時の取引時確認等に応じる義務その他取引約款等で定める義務
価値の決定	1 JPYSCにつき1円とする。
交換（売買）の制限	－
価値移転、保有情報を記録する電子情報処理組織の形態	パブリック型ブロックチェーン
保有・移転記録台帳の公開、非公開の別	公開
保有・移転記録の秘匿性	パブリック型ブロックチェーンを採用しているため、保有・移転記録は全て公開されている。但し、保有・移転記録から個人を特定をすることはできない。
利用者の真正性の確認	利用者の真正性の確認方法として、JPYSC は Ethereum 上で発行される ERC20 トークンであるため、Ethereum に依存する。Ethereum は秘密鍵と公開鍵を用いた暗号化技術により、利用者本人が発信した移転データを特定することで真正性の確認が可能。
価値移転記録の信頼性確保の仕組み	Proof of Stake (PoS) コンセンサス・アルゴリズム（分散台帳内の不正取引を排除するために、記録者全員が合意する必要があるが、その合意形成方式）の一つであり、保有している基軸暗号資産の量が多いほど採掘の成功確率が上昇するブロックの承認方式。
誕生時に技術的なベースとなったコインの有無とその名称	ETH

<b>【取引単位・交換制限】</b>	取引単位の呼称	JPYSC
	保有・移転記録の最低単位	0.00000000000000000001JPYSC（小数点以下 18 桁）
	交換可能な通貨又は電子決済手段	日本円
	交換制限	－
	制限内容	－
	交換市場の有無	なし
	<b>【連動する資産の有無等】</b>	価値が連動する資産等の有無
価値連動する資産等の名称		日本円（JPY）
価値連動する資産等の内容		日本の法定通貨
価値連動する資産との交換の可否		可
価値連動する資産との交換比率		1JPY = 1JPYSC
価値連動する資産との交換条件		価値連動する資産との交換には発行主体が実施する本人確認審査の通過を要する。 また、交換対象となる JPYSC 及び当該 JPYSC を管理するウォレットアドレスについて犯罪行為関与の疑義が認められた場合には交換が行われない可能性がある。
<b>【付加価値】</b>	その他の付加価値（サービス）の有無	なし
	付加価値（サービス）の内容	－
	過去 3 年間の付加価値（サービス）の提供状況	－
	発行者	あり

【発行  
状況】

発行主体の名称	SBI 新生信託銀行株式会社
発行主体の所在地	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
発行主体の属性等	営利企業
発行主体概要	SBI 新生信託銀行は、東京都港区に本店を置く SBI 新生銀行グループの信託銀行であり、金銭信託業務、資産流動化・証券化関連業務、資産管理業務等を行う国内金融機関である。
発行電子決済手段の信用力に関する説明	受益権の元本である信託財産を、発行主体である SBI 新生信託銀行が信託保全する。
発行方法	信託契約の委託者となる SBI VC トレード株式会社からの発行指図及び金銭の信託を受ける都度、発行主体である SBI 新生信託銀行がスマートコントラクトを実行することで発行を行う。
発行可能数	上限なし
発行可能数の変更可否	可
変更方法	信託契約の委託者となる SBI VC トレード株式会社からの変更指図（追加・償還等）を受けた場合、発行主体である SBI 新生信託銀行がスマートコントラクトを実行することで変更を行う。
変更の制約条件	あり
発行済み数量	0JPYSC
今後の発行予定又は発行条件	常に発行と償還で増減している。
過去 3 年間の発行状況	－
過去 3 年間の発行理由	－
過去 3 年間の償却状況	－
過去 3 年間の償却理由	－
発行者の行う発行業務に対する監査の有無	なし

	監査を実施する者の氏名又は名称	－
	直近時点で行われた監査年月日	－
	直近時点における監査結果	－
【価値 移転記 録台帳 に係る 技術】	ブロックチェーン技術の有無	あり
	ブロックチェーンの形式	パブリック型
	ブロックチェーン技術を利用しない場合には、その名称	－
	利用するブロックチェーン技術以外の技術の内容	－
	価値移転認証の仕組み	台帳形式。価値移転認証を求める暗号データを記録者が解読し、利用者及び移転内容の真正性を確認して価値移転記録台帳の記録を確定する。
	価値記録公開/非公開の別	公開
	保有者個人データの秘匿性の有無	あり
	秘匿化の方法	公開鍵と秘密鍵による暗号化
価値移転ネットワークの信頼性に関する説明	オープンネットワークの脆弱性に対し、暗号により連鎖する台帳群（ブロックチェーン）及び記録者による多数決をもって移転記録が認証される仕組みを用い、多数の記録者のネットワークへの参加を得ることによって、データ改竄の動機を排除し、信頼性を確保する。	
記録者の数	イーサリアムネットワークに準ずる。 (2026年6月23日時点のノード数) <a href="https://etherscan.io/nodetracker">https://etherscan.io/nodetracker</a>	
記録者の分布状況	世界各地に分散して存在している <a href="https://ethernodes.org/countries">https://ethernodes.org/countries</a>	
記録者の主な属性	不特定 記録者は最低 32ETH の保有が必要となる。	

【価値 移転の 記録 者】	記録の修正方法	記録者が合意し、各記録者が保管する台帳の修正を自ら行う。
	記録者の信用力に関する説明	記録者による多数の合意がなければ不正が成立せず、記録者が十分に多数であることによって、個々の記録者の信用力に頼らず、記録保持の仕組みそのものを信用の基礎としている。
	価値移転の管理状況に対する監査の有無	なし
	監査を実施する者の氏名又は名称	—
	直近時点で行われた監査年月日	—
	その監査結果	—
	(統括者に関する情報)	—
	記録者の統括者の有無	なし
	統括者の名称	—
	統括者の所在地	—
	統括者の属性	—
	統括者の概要	—
	価値移転ネットワークの脆弱性に関する特記事項	他の PoS を採用しているブロックチェーンと同様に、Ethereum の多数のバリデーター（記録者）が結託して取引の承認手続を行うことで、記録台帳及びプログラムの改竄が可能であるが、記録者が十分に分散している状況では改竄は発生しにくいものと考えられる。
	保有情報暗号化技術の脆弱性に関する特記事項	第三者に秘密鍵を知られた場合には、利用者になりすまして送付指示を行うことができる。
	発行者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	法定通貨が信託されていることから、発行者が破たんしても信託財産の倒産隔離が図られる。

【電子 決済手 段に内 在する リス ク】	価値移転記録者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	—
	移転の記録が遅延する可能性に関する特記事項	処理可能なトランザクションを上回る量の取引がブロックチェーン上で発生した場合に遅延する可能性がある。
	プログラムの不具合によるリスク等に関する特記事項	ブロックチェーン上にデプロイされたコントラクトコードに脆弱性があった場合に不正にトークンが盗み取られるリスクがある。
	過去に発生したプログラムの不具合の発生状況に関する特記事項	—
	非互換性のアップデート（ハードフォーク）の状況	The Mergeをはじめロードマップに沿った複数回のアップデートが過去に実施されている。
	今後の非互換性アップデート予定	「Glamsterdam」ハードフォークが2026年内で実施されることが予定されている。
	正常な稼働に影響を与えたサイバー攻撃の履歴	なし
【流通 状況】	価格データの出所	—
	1取引単位当たり計算単価（ドル基準、例：\$1,000,000）	\$0.00619
	1取引単位当たり計算単価（円基準、例：¥100,000,000）	¥1
	ドル/円計算レート	1ドル=161.54円（2026年6月22日終値）
	四半期取引数量（協会加盟会員合計、現物、単位は百万円）	—
備考	—	

- 
- 1.本書は、当行が発行する電子決済手段（以下「発行電子決済手段」といいます。）に関し、本文書の作成日時点で入手可能な情報に基づき作成したものです。
  - 2.本書は、発行電子決済手段に関する情報提供を目的としたものであり、特定の電子決済手段の売買・交換等の勧誘や推奨等を目的とするものではありません。電子決済手段の売買等については、ご自身の判断と責任により行ってください。
  - 3.本書は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。本書に記載された情報の欠落・誤謬等について、当行がその責を負うものではありません。
  - 4.本書は、原則として自由に利用することができます。但し、当行の承諾なく、電子決済手段の売買・交換等の取引、これらの取引の媒介・取次ぎ・代理等の電子決済手段に関連する事業を行う目的で使用することを禁じます。
  - 5.本書を利用することによって生じたいかなる損害に対しても、当行がその責を負うものではありません。
  - 6.発行電子決済手段は、その開発・管理の状況、政府等による規制や経済社会の情勢などの影響により、その価値が減少することがあり、価値を失う場合もあります。
  - 7.本書の内容は、予告なく変更又は廃止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

<特定信託受益権の内容に関する説明>

- (1) 元本受益権は本邦通貨又は外国通貨ではない。
- (2) 本信託財産の預貯金先の銀行の破綻又は本信託財産の運用損等により、元本受益権の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがある。
- (3) 元本受益権は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができる。
- (4) 元本受益権の概要及び特性
  - イ 元本受益権の主な用途、元本受益権の保有又は移転の仕組みに関する事項、元本受益権の総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合はその上限、元本受益権の流通状況、及び元本受益権に内在するリスク  
上記の概要説明書を参照されたい。
  - ロ 償還請求に係る債務者、執行方法、性質（受託者が破綻した場合における当該請求権の取扱いを含む。）や償還を受ける方法、償還に要する期間、償還手数料等の償還に関する事項
    - ① 元本受益者は、本信託の信託期間中いつでも、受託者が求める取引時確認等に応じること及び当該取引時確認等が完了したことを条件として、受託者に対し

直接、受託者所定の期限及び方法に従い元本受益権の一部の償還を請求することができる。この場合、受託者又は受託者が指定する第三者が秘密鍵等を排他的に支配し、管理するブロックチェーンアドレスに元本受益者からの元本受益権に係る JPYSC の移転がなされた時点で当該元本受益権は消滅するものとし、受託者は当該移転に係る記録を確認した後、当該元本受益者に対して元本受益権に係る償還金の支払いを行う。なお、元本受益権の償還金の支払いに係る振込手数料及びかかる償還に当たり必要なガス代その他の費用は、当該元本受益者であった者の負担とする。

- ② 利用者は、電子決済手段等取引業者に対して当該電子決済手段等取引業者に秘密鍵等の管理を委託している元本受益権の返還請求権の買取を請求することができる。買取の請求を受けた電子決済手段等取引業者は、当該買取請求者に対して、取引時確認等を実施した上で、当該買取請求者に対して当該元本受益権の個数に対応する額の金銭の支払いを行う。
- ③ 受託者が破産した場合においても、本信託の信託財産に属する財産は、受託者の破産財団に属さず、元本受益権に係る受益債権は、受託者に対する破産債権とはならない。この場合、受益債権に係る弁済は、本信託の信託財産である預金及び国債証券を原資として行われることとなる。なお、受託者と預金先の銀行が同一の場合には、受託者が破綻した場合には預金先の銀行も破綻することとなり、受託者の破産手続において預金の弁済が行われることとなる。
- ④ 償還に要する標準履行期間は、受託者所定の手続を経て償還請求の受付がなされた日から 2 営業日以内とする。但し、元本受益者に対する取引時確認等の実施状況等により、標準履行期間を超える期間を要する可能性がある。
- ⑤ 償還手数料は、電子決済手段等取引業者を除き、償還手続 1 回当たり 3,000 円及びこれに係る消費税等の合計額相当額とする。なお、振込手数料は、当該元本受益者の負担とする。
- ⑥ 前各号に定めるほか、償還を受ける方法等の償還に関する事項については、本約款第 12 条を参照されたい。

- ハ 受託者に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続その他元本受益権の内容に関し参考となると認められる事項  
ロ及び本約款第 12 条を参照されたい。

- 2. 受託者は、次に掲げるウェブサイト上において、前項に定める内容を JPYSC の概要説明書として掲載するものとする。

#### 第 7 条（元本受益者等の遵守事項）

元本受益者等は、本約款のほか、受託者又は電子決済手段等取引業者が交付する各種書面の内容を理解の上、元本受益権等に係る取引を行うものとする。

#### 第 8 条（元本受益者の禁止事項）

元本受益者は他者のために元本受益権を保有又は移転しないものとする。但し、電子決済手段等取引業者がその利用者のために元本受益権を管理する場合を除く。

#### 第 9 条（ウォレットアドレス）

1. 元本受益者になろうとする者は、受託者が指定する事業者が提供するウォレットアドレスを利用するものとする。但し、電子決済手段等取引業者は、自己が元本受益者になろうとする場合において、受託者の承諾を得たときは、自己が指定するウォレットを利用することができるものとする。
2. 元本受益者になろうとする者は、本約款に同意の上、受託者が指定する者に対して、利用するウォレットアドレスを申し出るものとする。
3. 元本受益者となろうとする者は、受託者が指定した者が、申出を受けたウォレットアドレスにつき当該元本受益者となろうとする者のウォレットアドレスに相違ないことを、ウォレットアドレスを提供する事業者を確認することあらかじめ同意するものとする。
4. 元本受益者は、受託者の求めに応じ、受託者が指定する者に対して、申し出たウォレットは引続き自らが利用しているものである旨の文書を提出するものとする。

#### 第 10 条（反社会的勢力等の排除）

1. 本受益者は、以下の事項が真実かつ正確であることを表明及び保証する。当該表明保証が虚偽又は不正確であったことが判明し、又はそのおそれがある場合、受託者は、本信託契約の一部を解除することができる。
  - (1) 本受益者は、反社会的勢力等ではないこと
  - (2) 本受益者は、反社会的勢力等との間に何らの資金上の関係を有しておらず、反社会的勢力等の維持、運営に協力又は関与していないこと。
  - (3) 本受益者は、反社会的勢力等に対して名目の如何を問わず資金の提供を行っていないこと。
  - (4) 本受益者は、反社会的勢力等に自己の名義を利用させ、本信託契約に係る取引をするものではないこと。
2. 「反社会的勢力等」とは、下記のいずれかに該当する者又は団体（その構成団体の構成員及びこれらと密接な関連を有する場合を含む。）をいう。

- (1) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体に属している者及びこれらの者と取引のある者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき処分を受けた団体に属している者及びこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体に属している者及びこれらの者と取引のある者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号、その後の改正を含む。）第 2 条第 5 項に定義される性風俗関連特殊営業を行う者若しくは同法律第 2 条第 1 項に定義される風俗営業を行う者及びこれらのために貸室等を利用しようとする者
- (4) 公序良俗に反する団体の関係先
- (5) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 19 年法律第 22 号、その後の改正を含む。）に定める犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等收受を行い又は行っている疑いのある者及びこれらの者と取引のある者
- (6) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号、その後の改正を含む。）第 24 条第 3 項に定義される取立て制限者、又はこれらに類する者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号、その後の改正を含む。）第 2 条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員又はこれらの関係者

#### 第 11 条（マネー・ローンダリング等に係る取引の制限）

1. 受託者は、元本受益権に係る犯罪収益移転防止法第 8 条第 1 項に従い届け出る必要がある取引（以下単に「疑わしい取引」という。）又はハッキング（JPYSC が記録されたブロックチェーンアドレスの秘密鍵等を不正に取得して利用することをいう。以下同じ。）に関し、次の各号に掲げる当事者が当該各号に規定する対応を行うものとする。
  - (1) 元本受益権に係る疑わしい取引及びハッキングの検知（次項に基づく委託者に対する各種確認や資料の提出等の求めを含むがこれらに限られない。）
  - (2) 監督官庁からのブロックチェーンアドレスの凍結措置要請又は前号の通知を受領した時その他受託者が当該元本受益権に係る取引が疑わしい取引に該当する若しくは当該元本受益権に係るハッキングが発生し、又はそれらのおそれがあると合理的に判断した場合において、速やかな当該疑わしい取引又はハッキングが発生したブロックチェーンアドレスの凍結措置、当該ブロックチェーンアドレスの凍結措置解除申請があった場合における凍結措置解除の可否の審査及び実行、並びに裁判所や税務当局等の命令等に基づく JPYSC の移転等の措置

2. 受託者は、委託者及び受託者との間で2026年6月23日付で締結した責任分担等合意契約書（以下「責任分担等合意契約書」という。）の規定に従い、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等に抵触するか否かを判断する目的で、当該目的達成に合理的に必要な範囲内で、委託者に対し、受託者が指定する期限までに、委託者、収益受益者又は元本受益者等の情報及び具体的な取引の内容等に関する各種確認や資料の提出を求めることができるものとする。この場合において、責任分担等合意契約書の規定の範囲内で、委託者はこれに応じなければならない。
3. 受託者は、第1項各号に掲げる対応のほか、次の各号に掲げる場合、本信託契約に基づく取引の全部又は一部を制限することができる。
  - (1) 前項に基づき受託者が各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、委託者が正当な理由なく受託者が指定した期限までに応じない場合
  - (2) 前項に基づく委託者による確認又は資料の提出等その他の事情を考慮して、本信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると受託者が判断した場合
4. 前各項の規定に基づき、受託者が凍結措置を行ったブロックチェーンアドレス又は制限を行った取引について、当該凍結措置又は取引制限の解除に係る申請があった場合その他受託者が必要と認める場合は、受託者は、取引時確認等を行い、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと受託者が認めるときに限り、当該凍結措置又は取引制限を解除するものとする。

## 第12条（償還方法）

1. 元本受益者は、本信託の信託期間中いつでも、受託者が求める取引時確認等に応じること及び当該取引時確認等が完了したことを条件として、受託者に対し直接、受託者所定の期限及び方法に従い元本受益権の一部の償還を請求することができる。但し、1円相当額未満の端数を含む元本受益権の償還の請求を行うことはできないものとする。なお、元本受益権の償還金の支払いに係る振込手数料及びかかる償還に当たり必要なガス代その他費用は、当該元本受益者であった者の負担とする。償還の請求の内容等に不備があり、当該請求後60日以内に償還手続が完了しない場合は、当該請求に係る申請は無効となることがある。
2. 受託者が前項に規定する請求を受けて元本受益権の一部の償還を行う場合、受託者又は受託者が指定する第三者が秘密鍵等を排他的に支配し、管理するブロックチェーンアドレスに当該請求を行った元本受益者からの当該元本受益権に係るJPYSCの移転がなされた時点で当該元本受益権は消滅するものとし、受託者は当該移転に係る記録を確認した後、当該元本受益者であった者に対して速やかに当該元本受益権に係る償還金の支払いを行う。受託者は、当該支払いの完了後、当該元本受益者であった者に対して、償還手続完了通知を行

う。受託者が、元本受益者に対し、受託者又は受託者が指定する第三者が秘密鍵等を排他的に支配し、管理するブロックチェーンアドレスを通知後 30 日以内に、当該元本受益者からの当該元本受益権に係る JPYSC の移転記録がなされない場合は、当該請求に係る申請は失効する。

3. 前各項の規定にかかわらず、受託者におけるシステムの臨時メンテナンス、当該システムやブロックチェーンの障害、停止その他やむを得ない事由により、元本受益権に係る JPYSC の移転記録が困難な場合、元本受益者は、速やかにその旨を公表するものとし別途受託者が公表する日以後に限り、元本受益権の一部の償還を請求することができる。
4. 元本受益者（電子決済手段等取引業者を除く。以下、本項において同じ。）は、元本受益権の償還にあたり、手数料として、償還手続 1 回当たり、受託者に対して、3,000 円及びこれに係る消費税等の合計額相当額を支払わなければならない。なお、振込手数料は、当該元本受益者の負担とする。
5. 受託者は、受託者に善管注意義務違反がある場合を除き、前各項に基づく処理の結果に関して元本受益者等、収益受益者及び受益者代理人に生じうる一切の損害等について責任を負わない。

### 第 13 条（信託事務の委託）

1. 受託者は、委託者又は収益受益者の指図に従い、信託業法第 22 条第 3 項各号に掲げる業務を委託者又は収益受益者が指名する第三者（利害関係人を含む。）に委託することが適当であると判断した場合には、当該業務を当該第三者に委託することができる。
2. 受託者は、前項に定める場合のほか、委託者又は収益受益者の指図に従い、信託業務の一部について、次の各号に掲げる基準に適合する、委託者又は収益受益者が指名する第三者（利害関係人を含む。）に委託することができる。
  - (1) 委託する業務の種類毎に、当該委託する業務に適用される法令に基づく免許、認可、登録等を受けているものであること。
  - (2) 委託先の信用力に照らし、継続的な委託業務の執行に懸念がないこと。
  - (3) 委託先の委託業務に係る実績や業務の内容に即した人材の確保の状況等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
  - (4) 委託される信託財産に属する財産と自己固有の財産その他の財産について分別管理を行う体制が整備されていること。
  - (5) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
3. 委託者及び収益受益者は双方合意の上で、受託者に対し、委託者及び収益受益者が指名する者に対して、本契約に基づく信託事務の一部を委託することを求めることができる。この場合、委託者及び収益受益者は連名で、前項に記載する条件を全て満たす第三者（但し、

当該委託に係る事務が信託業法第 22 条第 3 項各号に掲げる業務に該当する場合は当該条件の充足は不要とする。)を指名した上で、当該第三者(利害関係人を含む。)との間で分別管理義務その他の受託者が合理的に満足する条件が付された委託契約を締結するよう受託者に指図するものとする。

4. 受託者は、利害関係人に対して信託事務を委託する場合、信託法、信託業法その他法令に反しない限りにおいて、受託者が合理的に妥当と判断した条件(かかる条件は、事前に書面又は電磁的方法にて委託者及び収益受益者に通知することを要する。)に基づいて行う。

#### 第 14 条 (信託財産に係る情報の提供)

受託者は、信託業法第 27 条並びに兼営法施行規則第 18 条第 1 項及び第 19 条第 1 項に従い、受託者が信託計算期間毎に作成する、信託財産の状況等に係る報告書(以下「信託財産状況報告書」という。)の交付又は信託財産状況報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行わないものとする。但し、受託者は、本受益者からの要請があった場合に速やかに兼営法施行規則第 18 条第 1 項に規定する方法による同項に規定する情報の提供を行うことができる体制を整備するものとし、本受益者から当該要請があった場合には速やかに当該情報の提供を行うものとする。

#### 第 15 条 (ハッキング・不正利用時の補償方針)

電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業者が利用者との間で行う資金決済法第 2 条第 11 項に定める電子決済手段関連業務について、ハッキングや不正利用等により利用者が損害を被った場合、当該電子決済手段等取引業者が定める補償方針に従い、速やかに当該損害を補償するものとする。但し、電子決済手段等取引業者及び受託者の責めに帰することができない事由による場合はこの限りでない。

#### 第 16 条 (受託者の免責等)

1. 受託者は、本約款に定める受託者としての業務を、本信託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、本受益者のために忠実に信託事務の処理その他の行為を行った場合には、委託者、元本受益者等、受益者代理人又は本信託財産に生じた損害等について責任を負わない。
2. 受託者は、次に掲げる事項については、元本受益者等に対して責任を負わない。但し、本信託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、本受益者のために忠実に信託事務の処理その他の行為を行わなかった場合は、この限りではない。
  - (1) 元本受益者等が元本受益権等を保有することに伴う税務上の取扱い
  - (2) 元本受益者等が負う元本受益権等への投資リスク

3. 受託者は、第1号に掲げる場合及び第2号の損害については責任を負わない。
- (1) 次の原因により、受託者が本信託契約又は本約款上の義務を履行することを妨げられた場合、禁じられた場合又は遅延させられた場合
- イ 日本国その他国家及び行政機関、規制機関又は金融商品取引所若しくは関連する商品取引所の定める法令等の制定、廃止又は改正
  - ロ 天災地変、感染症の蔓延、戦争その他の不可抗力（国営化、収用、通貨制限、業務停止、ストライキ、市民暴動、テロリズム、化学・生物・電磁気兵器等の使用、革命、反乱、又はブロックチェーン、電気システム、通信システム、運送システム、若しくは各種決済事務システム等の機能停止、システムダウン、ブロックチェーンの仕様に起因する処理遅延等を含むが、これらに限られない。）
  - ハ その他受託者の責めに帰すべき事由によらず本信託契約又は本約款上の義務を履行することを妨げられた場合、禁じられた場合又は遅延させられた場合
- (2) 本信託契約又は本約款の条項の違反による間接的損害
4. 受託者は、本信託契約に定める委託者、収益受益者又は受益者代理人（受託者代理人が未指定の場合は、元本受益者とし、以下本条において同じ。）の指図が本信託の目的遂行上不適切又は法令等に抵触するおそれがあると合理的に認めた場合は、当該指図又は決定に従わないことができる。また、受託者は、本約款に定める委託者、収益受益者又は受益者代理人の指図に基づき行うべき行為については、自らの判断で当該行為を行う義務を負わない。
5. 受託者は、本信託契約上、委託者、収益受益者又は受益者代理人による指図が必要とされる事項について、本信託契約又は本約款に定める委託者、収益受益者又は受益者代理人の決定による、受託者への指図又は決定の遅滞若しくは不実行、又はこれらが法令等に適合していなかったことにより、委託者、収益受益者、元本受益者等又は本信託財産に生じた損害等について責任を負わない。
6. 受託者が秘密鍵を排他的に支配し、管理するウォレットアドレス（以下「受託者のウォレットアドレス」という。）は、本信託契約に基づきJPYSCのみを受領するものであり、仮にJPYSC以外の電子決済手段、暗号資産その他のトークンが受託者のウォレットアドレスへ移転されたとしても、受託者のウォレットアドレスの仕様上、管理・返却できないものとする。但し、委託者が当該トークンの返却に係る費用を負担した場合には、受託者は当該トークンの返却を行うものとする。また、JPYSC以外の電子決済手段、暗号資産その他のトークンが受託者のウォレットアドレスへ移転されたことに伴い生じる費用は、当該トークンを受託者のウォレットアドレスに移転した者が負担するものとする。

#### 第 17 条（本約款の変更及び終了）

1. 受託者は、民法（明治 29 年法律第 89 号、その後の改正を含む。）第 548 条の 4 の規定により、下記のいずれかに該当する場合に、本約款を変更できるものとする。
  - (1) 本約款の変更が、元本受益者等の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 本約款の変更が、本約款の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 受託者は、本約款を変更する場合、その効力発生時期を定めた上で、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びに効力発生時期を、受託者のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により周知するものとし、当該変更はその効力発生時期に効力を生じるものとする。
3. 本約款は、本信託契約終了時に終了する。

#### 第 18 条（法令等との関係）

1. 本約款に定めのない事項で、適用ある法令等に定めがある事項については、その定めに従うものとする。
2. 本約款に係る法令等の変更等が行われた場合には、必要な読み替えを行うものとする。

#### 第 19 条（可分性）

本約款のいずれかの条項が無効、違法又は執行不可能となった場合であっても、これによって本約款のその他の条項の有効性、適法性及び執行可能性は影響されないものとする。

#### 第 20 条（契約上の地位の譲渡等）

元本受益者等は、あらかじめ受託者の書面による承諾がない限り、本約款により生じた契約上の地位を移転し、又は本約款により生じた自己の権利義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、若しくは第三者の担保に供するその他の処分をしてはならない。

#### 第 21 条（準拠法・裁判管轄）

1. 本約款は、日本法を準拠法とする。
2. 本約款に関連する紛争については、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。